

平成 1 2 年第 2 回

八田村、白根町、芦安村
若草町、櫛形町、甲西町
合併協議会会議録

平成 1 2 年 7 月 1 3 日 開会

平成 1 2 年 7 月 1 3 日 閉会

第2回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会

平成12年7月13日

午後2時00分開議

白根桃源文化会館

日程第1開会

日程第2委嘱状交付

日程第3会長あいさつ

日程第4講演

演題「地方分権における市町村合併の意義と全国の状況について」

講師自治省行政局地方分権推進室長 佐藤文俊氏

日程第5議事

(1)報告

報告第1号 合併協議会委員及び合併協議会監査委員の変更について

(2)意見交換

(3)協議

協議第1号 第3回合併協議会の日程(案)について

日程第6その他

日程第7閉会

開会 午後 2時00分

○事務局長（大久保一千代君）

予定しておりました時間もまいりましたので、ただいまから第2回八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会を始めさせていただきます。

まず、委嘱状の交付を行います。

櫛形町から選出されております委員のうち、第2号委員でありました相原豊様が、櫛形町議会議長を辞職され、新しく河西六市様が議長に就任されました。

合併協議会規約によりまして、河西六市様に委嘱状の交付を行わせていただきます。

河西六市様。

（委嘱状交付）

以上で委嘱状の交付を終わります。

次に、会長であります八田村 齋藤村長より、ごあいさつを申し上げます。

○会長（齋藤公夫君）

どうも皆様こんにちは。

本日は、第2回八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会を開催いたしましたところ、委員各位には何かとご多忙の中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

当協議会は、5月11日に第1回の合併協議会を開催し、基本的な会の運営等々ご審議をしていただきまして、その後、各町村それぞれ、峡西地域の合併に関する住民の気運というものが、非常に高まりつつある今日でございます。

その後、峡北地方それに富士北麓地方などの市町村が、それぞれ合併研究会を発足させるなど、県内各地にこの合併を考えるそれぞれの会が発足されましたことは、私ども峡西地域がいち早く取り組んで、それをお互いに見ながら、将来の地方自治のあり方を検討する気運が高まってきたものと信じるものであります。

本日の第2回の協議会は、ご承知のように、委員各位がこれから会の運営を進めるにあたりまして、必要な合併に関する知識をしっかりと身につけておいていただき、今後のそれぞれの協議の運営に対しまして、お役に立てていただきたい。そしてまた、各町村に帰りまして、各町村のそれぞれの住民の意向というものをしっかりと聞き取る、そういう知識にしていただければありがたいというふうに思うものであります。

今日まで、各委員におかれましては、それぞれ町村におかれまして、合併に対するいろいろな住民の意向を聞く、そんな機会にご尽力していただいておりますことを、心から厚く敬意を表するものであります。

本日の第2回の合併協議会は、皆様ご承知のように、そこにご案内してありますが、合併の基本的な講演をいただくということでありまして、本日、講師をお願いいたしました佐藤文俊氏におかれましては、現在、自治省の行政局の地方分権推進室長という立場

で、地方分権のこの4月までの法律の立ち上げに際しまして、大変ご苦勞をなされた方もありますし、なお、平成7年7月から平成9年7月にかけて、山梨県の総務部長としてご尽力された方でありますので、山梨県の行政のすべてを知り尽くした方でありますので、今回のこの合併協議会の講演としては、まさにふさわしい講師としてお願いをし、快くお引き受けしていただいたものでありまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

今日は、これから佐藤文俊氏のご講演をお願いし、聴くわけではありますが、講演のあと、若干、質疑・応答もしていただきます。そして合併に対する意義をしっかり勉強していただくことになると思います。

なお、講演終了後、合併協議会の協議の時間をとってあります。これは講演をとおして、今後の峡西地域に対して、いろいろご意見あるいはまた感じたこと、そういうものがありましたら、本日の残る約1時間か1時間半くらいの時間をとってありますので、皆さんからご意見を自由にご発言していただきたいというふうに思うものでありますので、どうぞ本日のご講演が、そういう意味で、当協議会の今後の推進のために、大いに役立つことを心からお祈り申し上げ、私のあいさつに代えさせていただきます。

なお、講師の細かなプロフィールは、それぞれお手元にプリントとして配布してありますので省略させていただきますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

どうも今日はありがとうございます。

○事務局長（大久保一千代君）

それでは、早速、講演に入りたいと思います。

しばらくお待ちください。

先ほどの会長のあいさつの中でご紹介をさせていただきましたので、早速、講演に入りたいと思います。

講演時間は1時間30分程度を予定しています。

それでは、「地方分権における市町村合併の意義と全国の状況について」と題しまして、自治省地方分権推進室長 佐藤文俊先生をご紹介いたします。

それでは、よろしくお願ひします。

○講師（佐藤文俊氏）

本日は、大変ご苦勞さまでございます。

私は、このような機会にお招きをいただきまして、市町村合併について話をさせていただき、こういう機会を設けていただきましたことについて、まず、厚く感謝を申し上げたいと思います。

この峡西地域は、全国でもまれにみるくらいたくさんの住民の方々の署名によって発議がなされ、合併協議会ができたということでもあります。

いろいろ曲折はあったようにも聞いておりますが、こうした法定協議会の設置にまでいただきますまでの間に、大変たくさんの方々のご努力があったことと思います。これについて、心から敬意を表したいと思います。

今、ご紹介がありました、2年ほど前まで県の総務部長をやっておりまして、当時、知事と町村長の懇談会というものが、この地域でやりましたときに、各町村長さんから、峡西地域が仮に合併したとしたならば、将来の姿はどういうことになるんだろうかと、一回、県のほうで研究してくれないかというふうなお話がありました。そんな話があったものですから、県のほうで合併後の姿というものを具体的に描いてみようということをやりました。

考えてみますと、住民発議により協議会が設置されるということになったわけですが、それ以前の段階から、この地域の町村長の皆様の問題意識というものも、相当高いものがあつたのであると、今から思っております。

当時は、県の姿勢もいまひとつ腰が定まっていなような状況でありまして、と申すのは、長年、市町村合併についてはいろいろな意見がありまして、必ずしも合併を強力に推進すべきだということではなかったわけです。地方分権の推進と共に、それが国全体として、やはり合併が必要であるというふうな考え方が変わってきましたのが、最近といえば最近のことでありまして、当時、山梨県としても、必ずしも県として一生懸命市町村合併を推進しようというところには至っていなかったという状況にあります。この地域の町村長の皆様の声に後押しされる形で、県も合併を進めていこうというように態度を固めて、その後、一生懸命、県としてもいろいろな形での支援をしているということだろうと思います。そういう意味でも、この地域の動きが、先ほどお話もありましたが、県内の先陣を切っておりますし、全国的に見ても、非常に早い段階からの取り組みが始まっているというふうに思っております。

今日は、一通り合併の意義ですとか、現状、全国の動き、あるいは国としてどういう方策を考えているのかというふうなことについてお話を申し上げたいと思います。

お手元に資料が準備してありますので、それをご覧いただきながら聴いていただきたいと思っております。

まず、本題に入ります前の予備的な知識といいますが、少し視点を高くしまして、日本の市町村というのが、客観的にいってどういう状況にあるのかと。それは世界的に見ると、どういう感じなのか。それから、今までどういう歴史をたどって、現在の姿になっているのかということについて、簡単にご説明したいと思います。

資料の1ページが日本の市町村の主として人口・面積と書いてありますが、現状であります。

これをご覧いただきますと、(1)のところに人口及び面積と書いてありますが、市町村数は市が671で平均人口が13万4千人余り、町村が2,558団体で平均人口が1万754人ということになっております。市で最大というのは横浜市の330万人ということでありますし、最小の市というのが北海道の歌志内市というところで6,200人くらいの人口で、昔、炭鉱で栄えたところで、その後、人口が急激に減ったということで、そのような状況になっていますが、6,200人くらいの市があります。町村でいいますと、

もっとも小さいのが東京都の青ヶ島村で196人という人口になっております。大変、大から小まで市町村の規模には非常に差があるということでありませう。

市町村全体を見ますと、そのページの・のところにあります、人口段階ごとに団体数が入っています。一番下が累計ということでご覧いただきますと、1万人未満の市町村が1,531で全体の約半分を占めているという状況にあります。

ここで平均人口が市町村合わせますと、3万6千人ぐらいということをちょっと頭に入れていただきまして、世界的に見ますとどうかということでありませう。結論から言うと、先進諸国と比べると、基礎的な自治体、もっとも住民に近いところにある地方自治体としての規模ということでみますと、比較的平均人口は多いほうだと思います。ちなみにヨーロッパの国々を見ますと、フランスは基礎的な自治体というのはコミューンというのがありますが、これは全国に3万6千あります。総人口が6千万人ぐらいですので、平均しますとだいたい1団体当たり1,500人ぐらいの規模になります。ほとんど8割は1千人未満の団体であるということですから、かなり小さいということになります。また、イタリアなんかはコムーネと言いますが、そういう基礎的な団体が8千あります。だいたい平均人口は1団体当たり7千人ぐらいというふうな規模です。

一方、大きいほうで見ますと、もっとも大きいのがイギリスで、これはディストリクトと言いますが、全国で484団体で平均人口が12万人ぐらいといいますが、これはヨーロッパの国の中でも飛び抜けて規模の大きな基礎的な自治体ということになります。

これはやっている仕事ということで見なくてはならないんですが、ちょっと4ページをご覧くださいと思うんです。

これは黒く塗りつぶしたところをご覧くださいなのですが、各国ごとに比較した表で、黒いものが歳出、支出です。国と地方を合わせた支出の中で、地方団体がどれだけ占めているかということを示したグラフです。これを見ますと日本の場合は約69.3%、7割は地方団体が支出していて、3割が国が支出しているということです。これに近いのがドイツでありまして、ドイツは連邦制の国ですから、州を地方団体といっているかどうかは分かりませんが、州以下の団体で63.9%ぐらいを支出しているということです。

一方、よくアメリカとかイギリスが地方自治の母国だとかというような話がありますが、アメリカで見ますと州以下の支出というのは55%ぐらい、イギリスにいたっては29.4%、フランスも30.9%ということですから、これから見ますと、やっている仕事の量という点から見ると、日本の地方団体というのは、非常にたくさんの仕事をやっているということが分かると思います。特に、ドイツなどは連邦制の国ですから、連邦がやる仕事というのが限られていて、基本的におそらく憲法上できる仕事に限られていると。そういう状況の中で、州以下の地方団体の支出が63%程度だということは、それと同じくらい日本は地方の支出が多いということは、少し注目すべき点だろうと思います。

これはどういうことかということですが、あとで詳しく申し上げますが、日本の場合、

市町村が基礎的自治体であって、よく言いますが「総合行政主体」だという言い方をします。できるだけたくさん仕事を市町村がしたほうが良いという考え方で、今まで制度とかそういったものが組み立てられてきております。その結果として、非常にたくさん仕事を市町村なり都道府県が引き受けてやっているということです。

外国は、この基礎的自治体は、必ずしも総合的な行政をやっているとはいえませんが、特にフランスなどは、1千人未満の団体がほとんどですから、そこでできる仕事というのは、ごくごく限られているという状況です。本当にその地域のこまごまとしたような仕事を中心となっているということです。

アメリカにいたっては、これは州によって制度がまったく違いますので一概に言えませんが、地方団体そのものが無いところがある。といいますのは、州とその出先機関のような性格をもっているカウntyというものがありますが、これによって一定の行政サービスが薄く一律に行われています。それ以上のサービスを望むところは、自分たちで地方自治体というものをつくって、それで例えば学校をやるとか、警察をやるとか、そういった仕組みになっていますので、全国にその自治体があるわけではない。人口のおおよそ6割ぐらいは自治体形成していますが、4割ぐらいは地方自治体というものは無いところに住んでいる人がいるということです。これはまったく日本の場合と比較にならないと思います。そういうところでも、自ずと自治体というものができても、そういった成り立ちですから、そこがやる仕事というのは、一定の限定されたものにとどまっているということになります。

この点は、あとでまた詳しく述べたいと思いますが、日本の市町村が総合行政主体だという位置付けをなされてきて、たくさん仕事をやっているということについては、ちょっとご記憶にとどめておいていただきたいと思います。

次に、資料の2ページですが、これが日本の市町村の数の変遷、明治以降の変遷をあらわした表です。既にご承知のことと思いますが、わが国は明治以降2回の大合併を経験してきました。一つは明治の大合併であり、一つは昭和の大合併であります。

明治に入りましてから、江戸時代以来のいわゆる自然発生的な集落というのが、そのまましばらく継続されておりました。明治21年ごろには、それが全国で7万1千ぐらいあったというふうにいわれております。ほとんどが戸数でいうと100戸以下の集落で、1つの団体当たりの人口も500人程度と、非常に小さな規模の団体でありました。

この表の上から2番目の備考のところ、「市制町村制施行」と書いてあります。明治22年、これは法律ですけれども、この法律をもって、日本においても近代的な地方自治制度、地方制度が出来上がったというふうにいわれております。このときに戸籍の事務ですとか、小学校の設置・運営、こういった事務を市町村がやるということになったわけです。これについて従来の人口500人ぐらいの団体では、とてもそういった仕事はできないということで、この法律の施行を前にして、大体的な町村の再編成が行われました。この備考欄にありますように、明治21年に内務大臣の訓令で町村合併標準というものが

提示されておりました、だいたい300から500戸を標準規模にして、町村を再編成しようということになったわけです。その結果、法律の施行のときに7万あった市町村が1万5千にまで集約、減少したということでもあります。

それから二つ目の大合併は、第二次大戦後の昭和28年に始まる大合併であります。第二次大戦後、地方自治が憲法上保障された制度になりまして、新しく地方自治法などが制定されたわけです。このときに市町村の仕事としては、六三制、特に中学校の義務教育化と市町村による設置・管理・運営というのが市町村の仕事になってきました。それから消防もそうですし、当時は自治体警察、警察もそれぞれの市町村レベルで行うというのが原則になりました。そういったことで、市町村の仕事が大変増えてきたということがあります。

もう一つ、昭和24年にシャープ勧告というものが出されておりますが、これは日本の税制の基礎を築いた勧告として有名ですが、この中で地方自治制度のあり方についても、かなりな勧告がなされておりました、そこでは市町村優先の原則というのが明確に提示されたわけでありまして、国と都道府県と市町村のあいだで、どのように事務を配分するのかという観点から論じられておりました、原則として市町村には、できるだけたくさんの事務を配分すべきであると。もっとも住民に近いところに市町村は位置していますから、それが民主主義の要請であるというような趣旨の勧告であります。

そこで、そういった状況で、もっと市町村にたくさんの仕事をやらせようという動きになっていましたが、当時1万くらいまで市町村の数が減っていましたけれども、その規模では、とてもそういったことはできないということで、ここでも合併の必要性が訴えられたわけです。

昭和28年にいって、町村合併促進法という法律が出来上がりました。これは議員立法でできたものです。この法律の中身は、備考欄に書いてありますように明確に「町村はおおむね8千人以上の住民を有するのを標準とする」ということが書いてあります。これに基づいて、町村合併促進基本計画というのを国がつくりまして、この法律は3年間の期間の限られた法律でありましたけれども、3年後までに町村数を3分の1にするという目標をつくりました。一応この時は、自主的合併ということが建前になっておりましたが、今申しましたように、国は計画をつくり、具体的な目標を示して合併を誘導した。これに呼応して都道府県においても、かなり強力に市町村合併を推進したということでもあります。

これが昭和31年9月までの時限立法でしたが、これが切れるちょっと前の昭和31年4月に新市町村建設促進法というのが新しくつくられました。これは町村合併を行った団体の健全な発展を図るために、いろいろな法的な手当てを講じようというのが趣旨の法律でありましたけれども、その時点で、まだ合併していない市町村の合併を、一層強力に進めようという内容も含まれていました。いわば町村合併促進法による合併の仕上げというような意味合いを持った法律でありました。例えば、知事の勧告があって、4カ月以内に町村が合併しないときには、総理大臣が勧告をして、それでも合併しないところには、

国の財政支援はしないと、こういういわばペナルティーというような仕組みも導入されたわけですね。この法律の下で、さらに合併が進められまして、だいたい昭和36年ぐらいまでには3,400ぐらいの市町村の数に集約されました。だいたい当初の目標を、この時点で達成することができたということでもあります。

その後、昭和40年にいたりまして、市町村合併の特例に関する法律というのができました。これは合併特例法と呼んでおりますが、これが現在でも生きている法律です。ただ、この法律は、全国的な計画をつくって、市町村の再編成を強力に推進しようという趣旨はなく、それ以降、自主的に合併しようという市町村が、その合併をするにあたって、妨げとなるようなことがないように、法律的な手当てをしてやろうと、合併の障害を取り除いてやろうと、こういう趣旨の法律として当時はつくられたものです。

この数字で分かりますように、昭和40年に合併特例法ができましたが、それ以降、ほとんど全国的に合併の動きが広がったというふうなことはありませんで、それぞれ地域の特殊な事情によって、合併が一部なされてきたというに過ぎないという状況であります。

ちなみに山梨県内でいいますと、この明治の大合併のときに、それ以前に342の町村があったのですが、明治22年の合併で、これが246ということになっています。このとき全国的にみますと、全国では7万が1万5千になったわけですから、5分の1くらいまでに町村数が減ったのですけれども、山梨県ではそれほど減りませんで、3分の2程度までしか減っていないのです。それから、昭和の大合併のときには、その昭和28年の前には県内で192の市町村がありましたが、昭和の大合併の時期を過ぎた段階で、これは64になっていると。だいたい全国と同じように3分の1程度になっています。既にご承知のように、山梨県内の市町村というのは、全国的に見ると非常に数が多い。1団体当たりの平均人口でいうと、全国で下から2番目に小さいということでもあります。

これを見ると、数だけでいえば昭和の合併では3分の1くらいで全国並に減っているんですが、明治の合併のときに、なぜかあまり減らなかったと、再編成されなかったということで、詳しい事情はちょっと調べきれませんでしたけれども、このへんの事情を調べてみると、何かおもしろい歴史的な事実があるのかなと思ったりもしております。

以上が日本全国の状態です。

ちなみに3ページに、最近の合併の状況というのを書いてあります。

これを見ますと、例えば仙台市の合併とか、熊本市の合併とかというのがたくさん書いてありますが、大きな市が、いわゆるベッドタウンのような周辺の町村を吸収すると、編入するという合併のスタイルがしばらく多かったのですが、最近にいたりまして、ひたちなか市ですとかあきる野市ですとか篠山市ですとか、割と同じような団体が新しい市をつくるというようなケースが、いくつか見られるようになってきているという状況であります。

そこで、どうして今、合併、合併ということをいわれるのかと、いうんだと。国も言っていますし、世間もいろいろ言うわけですが、なぜ今、合併が必要なんだということであ

ります。

これはこの地域の事情に照らしても、皆さん感じておられることだろうと思いますが、よくいわれるのが、社会の客観的情勢が変化してきているんだということです。

例えば、住民の日常生活圏が、昭和30年前後と比べると飛躍的に拡大してきている。交通・通信手段というのも発達してきていると。ですから、町づくりとか住民の生活圏に対応した広域的な行政というのが必要になってきているというふうなことですとか、住民の人たちの行政に対する要求が、非常に複雑になって高度化していて、これにうまく対応するためには、専任の職員を雇うとか、組織をつくるとか、そういったことも必要になってくる。そうでないと、なかなか住民の要求を満たせない、こういったこともよくいわれます。それから、本格的な少子・高齢化に突入してくるということも、ひとつの大きな理由として上げられております。

例えば、5ページをお開きいただきますと、日本の人口の将来推計が書いてあります。この全体の棒グラフが日本の総人口ですが、ここにありますように、2000年代の半ばから人口は減少に転ずることが予測されております。これは日本の有史以来、縄文か弥生の時代に1回減った時期があるというような人もいるんですが、少なくとも最近といえますか、ここ2千年ぐらいのあいだには、人口が減ったことはないんですけども、いよいよ総人口が減少していくという時代に入っている。しかも、中ほどに棒グラフが書いてありますが、これが65歳以上の高齢化比率でありまして、若年層が減っていき、高齢人口がどんどん急速に増えていくということが推計されています。現在、65歳以上の人口が30%を超える市町村というのは、全体の10%程度でありますけれども、これが高齢化のピークだといわれています2025年になりますと60%を超える段階で、高齢人口比率が30%以上になるというふうな見込みもあります。

こうなりますと、例えば福祉とかそういった問題について、財政負担が非常に増えてくるだろうと。こういったものに小さい町村が耐えられるのかというふうなこと。それから、そもそもそういうサービスを提供するようなマンパワーが確保できるのかどうかと、こういったことも懸念されているのです。

そういう社会の客観的情勢の変化というのはよく言われて、これはご承知のことだと思わんですが、なお最近、合併ということが必要だといわれることについて、2つの大きな問題があるということを申し上げたいと思います。

一つは、地方分権という動きです。もう一つが財政状況という問題です。

今日のテーマも地方分権における市町村合併の意義ということですが、少しこのことについて詳しく申し上げたいと思います。

地方分権というのが、最近、わが国の内政上の非常に重要な課題であるという位置付けを与えられまして、いろいろな取り組みがなされてきた。昨年の国会で、いわゆる地方分権一括法という法律が成立いたしまして、今年4月1日から施行されたと、このことはご承知のことだと思えます。ただ、市町村の立場から見ますと、分権、分権といっているけ

れども、別に何も変わらないよなというようなご感想をお持ちの方もいらっしゃると思います。

地方分権一括法というのは、4千ページもあるような、かつて日本の中でなかったような膨大な量の法律だったんですけれども、これをもって地方分権というのは終わりだとか、完成したということではないんです。地方分権が非常に裾野の広い、間口が広くて奥行きが深い課題でありまして、この一括法が成立して施行されたからといって、すべて終わったということではない。まだまだ、これから取り組まなければならない課題がたくさんあるということです。

そのことを、ちょっと簡単にご説明申し上げたいと思うんですが、資料の7ページと8ページを併せながらご覧いただきたいと思います。

特に、地方分権というのは、何を指してそういったことをしているのかということ。それから、そのためにはどのような取り組みが必要なのかということ。その上で、現時点、地方分権一括法が成立して施行されたということをもって、何が達成されているのかと。さらに今後、どういった課題に取り組まなければならないのかと。こういう全体の姿を頭に入れておきませんと、なかなか問題が大きいだけに、分かりづらいということになります。今日は時間も限られておりますので、あまり細かいことは申し上げませんが、その全体像をご理解いただきたいと思っています。

まず、地方分権の意味が7ページの下に簡単に書いてあります。

よく、分権ということだから、権限を委譲すると、渡すということだろうと、分かつということだろうと。例えば、国から都道府県にもっと権限を渡す、あるいは都道府県から市町村にもっと権限を渡すと、こういうとらえ方をされることがあります。これは間違いではないんですが、地方分権の観点から見ますと、少し小さくしかとらえていない見方だろうと思っています。

今、日本は戦後50年が経ちまして、広い分野でいろいろな構造改革が求められています。構造改革という言葉は、最近の新聞などでも聞かない日はないくらいであります。例えば、規制緩和ですとか、それから来年1月からスタートします新しい中央省庁、省庁の再編成、それから小選挙区でのもとでの2回ありましたけれども選挙制度の改革、それから金融制度の改革、こういったものは、すべてそれぞれ賛否はあるかもしれませんが、こうした構造改革が求められているということに対する、ひとつの答え、努力の現れだと思うんです。

地方分権も、そういう意味では構造改革のひとつであるというふうにとらえる必要がある。特に、行政の基本的なシステムを変えるんだということです。どう転換するのかといえば、これは言うまでもありませんが、中央集権型から地方分権型に変えていく。国と地方自治体、あるいは都道府県と市町村の関係をどうするのかと、そういうことからみますと、従来の上下主従の縦の関係から、対等協力を基本とする横の関係にもっていきこうと。それから、地方自治体のあるべき姿というか、あり方をどうするのかという観点から見れ

ば、自主性・自立性を拡大して、自己決定・自己責任ができるような団体にしようとういうことなんです。

構造改革といいますと、やはり従来の構造にまわりついていて、いろいろなものがあります。広くいえば政治の話、政治のあり方がどうあるべきかという議論も必要でしょうし、国民の意識をどう変えていくかというふうな議論も必要かもしれません。ただ、あまり広げすぎても收拾がつかいせんので、とりあえず上の絵にありますように、国と地方団体と住民と、この三者の関係でどういうふうに変えていこうとしているのかということについて、ご説明をしたいと思います。

今まで、国というのは中央政府というのが上にありまして、その下に地方団体があって、いわゆる上下の関係にあった。都道府県と市町村も同様の上下関係というような形をとっていたと思います。これを大きく転換して、国と地方団体とは、横の対等協力の関係にもっていこうということが、まず1点、大きな問題としてあります。そのとき国と地方団体との関係を考えますときに、2つの点がありまして、一つは矢印で書いていますように、適正な役割分担をすべきだということがあります。もう一つが、国の地方団体に対するコントロールを小さく変えていこうと。あるいは都道府県の市町村に対するコントロールをやめていこう、少なくしていこうという面。それから3点目に、地方団体がどうなければならないか、どういうあり方でなければならないかという体制の整備の問題が3点目にあります。4点目が、住民との関係をどうつくっていくのかという、住民自治の充実という観点の局面があります。この4つの面を考えてみたいと思います。

このうちの1は適正な役割分担ということです。

これは言うまでもありませんが、今回の分権改革のもっとも出発点になったことです。国が内政のこまごまとしたところについて、余計な手を出さない、口を出さないということが出発点にあるんです。つまり国は、自分が本来やらなければならないことを重点的にやれと。その他のことは、できるだけ地方団体に任せるべきだと、そういう方向での役割分担をなささいというのが第1点の局面の問題です。

これは今回、人によっては国がやれることを、外交、防衛とか、そういったものに限って、それ以外は国ができないということにしてしまえということを使う人もいます。ただ、これはそうなりますと連邦制国家に非常に近くなってしまいますので、憲法改正のなどの問題にもなってくると。そこまではいけませんが、一応、その国と地方団体がどういう役割分担をすべきかという基本的な考え方を、地方自治法を改正して明らかにしたというのが1点あります。

そういう考え方に基づいて、今まで地方団体がやっていたけれども、本来、国がやるべきだというのは、もう1回、国に戻すという改正も今回しています。例えば、信用組合とかそういう小さな金融機関の監督の仕事というのは、今まで都道府県知事がやっていましたが、今回の地方分権一括法の中で、全部それは国が直接やるということに仕分けをし直しました。ですから、今まで国がやっていたけれども、地方団体にやってもらったほう

がいいではないかというものは、いわゆる通常の権限委譲ということですが、これについても一部進められております。

さらに今後、考えるべきが、国から都道府県への権限委譲、それから都道府県から市町村への権限委譲、これはあとでもう1回申し上げますが、非常に今回の中では手薄なところ。これをさらに進めていくというのが、今後の課題になります。

それから、2番目のコントロールの縮小ということですが、この点が今回の分権一括法による改革のもっとも核心を成すところ。す。

なぜ、コントロールの縮小なのかということですが、日本の地方自治の現状に対するひとつの問題意識があったのです。簡単に言いますと、先ほども言いましたが、日本の地方自治体というのは、仕事の量で見ると、非常にたくさんの仕事をやっている。これは先ほどの諸外国との比較もありましたけれども、外国と比較としても、たくさんの量の仕事をしている。ただ、その仕事をするかしないか、あるいはどういうやり方であるかという決定権を持っていない。その決定権は中央政府、国が幅広く握っているということがいわれていました。学者によっては、こういうシステムを集権的な分散システム、仕事の執行は分散されて地方団体が広くやっているけれども、そのやるやらないを決める、やり方を決めるという実質的な決定権が中央政府、国に広く握られている、集権的になっている。そういう意味で集権的な分散システムという言い方をしている人もいます。

その原因が、ちょっと専門用語になりますが機関委任事務制度というものだったので。これは戦前からありました制度ですが、実際の仕事は地方団体でやっているのですが、それは地方団体の仕事ではない、国の仕事だという位置付けです。国が知事や市町村長を国の下請機関として、その仕事をやらせていると、こういう考え方に基づく制度がありました。これが都道府県でやっている仕事の7~8割、市町村でやっている仕事の3~4割が、そういう機関委任事務だというふうにいわれていったわけです。

例えば、国政選挙とか戸籍の仕事ですとか、そういったものを考えていただきますと、これはたぶん、だれが考えても国の仕事なんだろうと、国家の基本にかかわるような仕事なんだろうと、戸籍も国政選挙も市町村でやっています。これはこういったものを市町村でやってもらうために、機関委任事務制度というのがあるのはよく分かるんですね。

機関委任事務制度というのは、そういったものだけに使われていれば、それほど問題はなかったんですが、例えば、都市計画とか農地法のいろいろな権限ですとか、そういう土地利用とか町づくりとか、そういったものにかかわるところまで、この機関委任事務制度というのは、非常に広い範囲で使われてきた。何が問題かといいますと、機関委任事務というのは、地方団体の仕事ではないので、国の仕事なので、地方団体の議会は、まず一定の議会が入り込むすき間がないといいますか、制限されているということ。それから、その仕事のやり方については、国が指揮監督権というのを持っていて、各大臣が都道府県知事や市町村長に、いわば命令ができるということです、あらゆることについて命令ができる。知事や市町村長は、その命令に従って事務を処理しなければならないと、ここ

に問題があったのです。

その結果、それが非常に都道府県も市町村も、たくさんの分野で機関委任事務というのがあるものですから、本当は機関委任事務ではない自分のところの仕事についても、何でもかんでも国は通達とか通知とかという形で、細かな仕事のやり方とか指示を出してくる。県から通知が来れば、それに従ってやらなければならないとか、あるいはそれに従ってやっていけばいいんだと、そういう感覚で仕事をしてきたのではないかと。このことが地域の独自性とか、現場での工夫とか、そういったものを阻害して、良くも悪くも全国一律の行政しかできないということになっていったのではないかと。このことがもっとも今回問題にされたわけです。

いわば機関委任事務というのは、上から下への命令の系統でありますから、先ほど上下関係から対等協力の横の関係へ転換すると言いました。そういうことを目指す以上は、この機関委任事務制度というのは、根っこから廃止してしまうということにしたわけであります。

その上で、国が何でもかんでも地方団体の仕事のやり方についてコントロールを及ぼすというのはおかしいので、これをできるだけ少なくしていこうという大きな改正、改革を今回したんです。例えば、コントロールというのは、命令をすとか指示をすとか、そういったものは、法律の根拠がなければやってはいけないとか、やる場合でも、やり方のルールを決めた文書で出ささいとか、そういった指示とか命令を地方団体が受けて、それはおかしいではないかといって争いが生じた場合に、今まで地方団体の側は何もできなかったんですけども、そういった争いが生じた場合には、最終的には裁判所に行って、どちらが正しいか判断してもらおう。今までのように、国の言うことが一方的に正しいというのが通用するというでなくて、意見が対立したならば、中立の第三者にきちんと裁いてもらおうと、こういう仕組みを導入したとこういうことで、このコントロールの縮小という面については、非常に大きな制度的な改革が実現されております。

もう一つ、コントロールを縮小するというのは、国のコントロールの手段というの、そういう行政制度面でのコントロールももちろん大きいのですが、財政的な面でのコントロールが、また一つ別の世界としてあるわけです。地方団体が自主性、自立性を持って政策をいろいろ展開していく、考えていくというためには、財政面における自立性の拡大というのが非常に重要であると。この問題については、誰も異論がないんです。

そのときは単に補助金だとか、地方交付税だとか、そういう形で財源の量が足りていけばいいんだということではなくて、基本的に地方税と自分で調達できる財源が必要であるということだろうと思うんです。いわば財源の質を高めていかなければならないということです。

特に、日本の場合、批判されていますのが、非常に財源的な保障制度というのが、地方交付税というような形を通じて行き届き過ぎているという批判もあります。したがって、地方自治の現場で受益と負担の関係というのが、あまり働かなくなってしまうと。

例えば、団体が文化ホールを造るといった場合に、本来ならば、そういうサービスを提供する、そういった施設を造るならば、住民の皆さんの税金が高くなりますよということなんだろうと思いますね、本当の自治というのは、高いサービスを受けるために高い負担を払うのか、サービスは低くてもいいから税金を低くして負担を低くしてくれというのか。そういったことが、ある程度、働かないといけないだろうと。先ほど言いましたように、分権の目指すべきところは、自己決定、自己責任でありますから、そういう政策をやるといって自己決定をした以上は、そこは自分で責任をとってもらいたいと、とらなければならないと。そういう方向に向かうべきではないかということなんです。

そのためには、やはり補助金とか交付税という、外から来る財源ではなくて、地方税というものを充実する必要があって、高いサービスを提供したければ、地方税を自分で上げて徴収するというのが、基本にならなければならないと思います。こういう意味での財政的な面のコントロールの縮小、自主性の拡大というのが、ひとつ重要な課題ですが、これについては、今までの改革では実現されていません。これは今後、当面の分権改革の非常に重要なひとつのテーマになると思います。

3番目の課題の局面が、地方団体の体制の整備ということなんです。そういう分権型社会とこのことを想定したときに、それを担う人たち、これは地方団体ですけれども、担う人たちが、それにふさわしい者になってもらいたいと、ならなければならないというのは、当然の要請であります。自己決定、自己責任がきちんとできる者になる必要があるということです。

今回も地方分権一括法の中では、先ほど言いました合併特例法の大幅な改正をしています。これはあとで詳しく申し上げたいと思います。

そのほか体制の整備といいまして、これはたくさん課題がありまして、8ページにいろいろ課題が書いてあるのですが、あとでお読みいただければいいと思いますが、例えば、議会の活性化をどう図っていくんだと。今回の分権改革で、団体の自己決定できる範囲が非常に広まったということになってきますと、団体の意思を決めるのは議会でありますから、議会が従来のものでいいのかどうかと。もっと住民の意向を適切に反映したような審議、それから活発な議論、そういったものが必要ではないか。そういう面からの議会の活性化というものが求められてくる。それから、たぶん地方公務員、職員ということについても、自分で頭で考えられる能力というのが、特に求められてくると思うんです。そういう意味での人材養成あるいは確保するというのも重要な課題として上がってくると思います。

四つ目の局面が、住民との関係をどうつくっていくかということでありまして、住民自治の充実ということで表現をしております。今回の改革は、主として分権一括法による改革というのは、国と地方団体との関係をどうしようかと。ここの構造、システムを変えようということでありました。ですから結果としては、地方団体の自主性が増したと、拡大したということです。ただ、もう一つ、地方自治には団体自治と住民自治という言葉があ

りますように、最後は住民が自分たちの地域のことは自分たちで決めてやっていくというのが地方自治だと、こういうふうに教科書なんかには書いてあるわけですね。住民から見ますと、国の役人も県の役人も市町村の役人も、いってみれば同じ役人でありまして、この人たちの間で、例えば権限争いをしているとか、金の取り合いをしているとかということは、住民には直接関係ない。そういった、誰がその権限を行使するのか、金を使うのか、意思決定をするのかということが、自分たちの身の回りに結びついてこないといけなと思うんです。そういう意味で住民が、この市町村とか都道府県とか、より住民に近い団体の自主性を増していこうということでありますから、そこに住民が適切に参加していかなければ、最終的な地方自治というのは実現されないだろうと、こういう問題意識であります。

下手をすると、今回の改革というのが、いわば国の役人と地方の役人が綱引きをしたと、地方の役人のほうがいくら勝ったと。こういうことかということになりますと、地方分権というのは、住民の側に立ってみると、何もメリットがないではないかということもいわれかねない。そこで、この面については、それぞれの団体が、どうやって住民参加というのを新しくあみ出し、工夫してやっていくかということを考えなければならないのだろうと思います。

もっとも、これは一律に市町村全部について共通にはいえませんが、小さい町村になりますと、改めて難しい、この8ページにいろいろパブリックコメントとか政策評価とか、そういったテーマが書いてありますけれども、そういったことを改めて大げさに取り上げなくても、普段その住民の声は常に適切に把握しているよと。小さい団体になればなるほど、そういうことだろうと思うんです。それから一律には言えませんが、こういう観点をもって行政運営をしていくということが、非常に今後重要になってくるとこういうことと理解していただきたいと思います。

以上が分権改革の全体像ということなんですが、このうち今回の分権一括法で達成されたというのは一部にとどまりまして、今後、税財源の問題ですとか地方団体の体制の整備、あるいは住民自治をどうやって充実していくかというような問題については、これからの残された課題ということになっています。

今まだ地方分権というのは途上、道半ばということですから、将来的には、これがずっと進められていくとどうなるのかと、特に、市町村行政がどうなるのかということを、ちょっと申し上げたいと思います。

我々は、分権型社会の担い手というのは、主役は市町村、都道府県ではなく市町村だろうとこう思っているんです。それは住民にもっとも近いところの団体だからということでもあります。

先ほどもちょっと触れましたが、住民の生活に影響があるようなことというのは、住民の一番近いところで意思決定されるべきだというのが、これが地方自治の精神であるし、民主主義の観点からも、もっとも忠実な考え方だろうと思うんですね。日本ではわりとシ

チャウプ勧告以来、そのことがまじめに受け止められて、先ほど言いましたように、市町村は総合行政主体であると。市町村はできるだけたくさんの仕事をした方がいいんだと、こういう前提で今まで制度が組み立てられてきたんです。今の分権というのも、そういったことを前提にして、できるだけ住民に近いところの市町村にたくさんの仕事をやって、意思決定をそこでやってもらうということにしようという方向に動いているんですね。

これは先ほども言いましたように、世界的に見ますと、必ずしもそうではありません。住民に一番近いところにある基礎的自治体が、非常にやっている仕事に限られているという国がほとんど多いわけです。ただ、そうした中でも最近、基礎的自治体を強化すべきであるという声は、非常に大きな世界的な流れになっておりまして、ヨーロッパの国々が地方自治憲章という条約をつくっております。これはヨーロッパの諸国が、それぞれの地方自治制度のレベルアップを図ろうという趣旨でつくった条約ですが、これには明確に、住民にもっとも身近な地方自治体が、優先的に事務を行うと、責任を負うということが書かれてあります。これに基づいて、各国とも自分の中の地方自治制度を整えると、レベルアップしていくという方向で動いておりますので、これは世界的な流れになっているといいと思うんです。

国の決めたことを執行する市町村ということではなくて、自分で考え、自分で決定し、結果、自分が責任をもつと、そういう市町村というのが、将来のイメージということだろうと思います。

もっとも今回の分権改革では、そこまではいっていないという声があって、それはもっともなんです。これはなぜそうなのかというと、やはり市町村の規模能力に非常に差がありすぎる、千差万別だということなんです。よく法律なんかをつくって、ある事務を新しくつくる、都市計画でも何でもいいのですがつくりようとした場合に、誰がその権限、仕事をやるのかというのが議論になります。そのときに選択肢としては、官と民の仕分けというのはもちろんありますけれども、行政がやらなくてはならないという仕事だと、国がやるのか、県がやるのか、市町村がやるのかという選択肢になると思います。そのとき本当は、この手の仕事というのは、住民の近いところにある市町村にやってもらえばいいのだがなというもので、先ほど言いましたように、330万人の市から200人弱の村まであるものですから、どうしてもできない小さいところを前提に考えざるを得ないわけです。そうすると、法律というのはある程度一律につくらざるを得ませんから、やはり1千人ぐらいの町村ではとても無理だなということになると、では都道府県にやってもらいましょうかと、こういう制度をつくらざるを得ないということになります。なかなか市町村の規模があまりにも違いすぎるということが、市町村行政を充実していくという面では、大きな障害になってきているということなんです。

ですから、分権を進めていくという上で、今後のもう一つ大きな課題は、市町村行政の拡大充実でありまして、その流れというのは、非常にこれから強まると思うんですね。

今回、その点について何もしていないというわけではなくて、皆さんご承知のとおり、

市町村の中にも差がついています。政令指定都市というのは全国で12ありますが、これは100万人ぐらいの大きな市です。これは今でも県並みの権限をもって仕事をしている。それから、数年前に30万人以上の人口、あと一定の面積を持つ団体を中核市という市に位置付けました。これも政令市に近いような権限を持たせる市にしようということで、そういう制度ができています。それから今回の改正では、特例市というのをつくって、人口20万人ある市については、一定の県の権限をまとめておろすという制度をつくりました。甲府市がちょうど20万人ぐらいですから、今、特例市になろうとして一生懸命努力されておりますが、こういった制度をつくったと。既に、政令指定都市、中核市、特例市とそれからいくつもの市町村というふうな4段階ぐらいの差はついているわけですが、これからの流れとして、今、言いましたように、県から市町村へどんどん事務権限を移していこうというのは、強まることはあっても、弱まることはないだろうと思います。

そうした方向に、現状の市町村が今のままで対応できるのかどうかというのが、この合併問題の焦点のひとつだろうと思います。

分権型社会の担い手というのが、最終的に市町村であるということでありまして、たぶん総合行政主体であるということと併せて考えますと、市町村が地域全体の経営をしていくんだという感覚に近いだろうと思うんですね。単に国や県の出先機関のように、決められた一定の仕事を決められたとおりにやっていくというだけの団体ならば、それは別に規模の大小というのは、あまり問わなくてもいいかもしれません。そうではなくて、一定の地域を全体として経営していくという感覚に立ったときは、やはりある程度の人口規模ですとか、面的な広がり、資源と言っているかもしれませんが、そういったものを持つ必要があるのではないかとこのように思います。

よく引き合いに出すのが、江戸時代の例なんですが、廃藩置県の前に藩が270ぐらいありました。直轄領なんか含めると、だいたい300ぐらいの区域に当時分かれるんですが、日本の総人口が3千万人ぐらいでしたから、だいたい1つの藩の平均人口というのは10万人ぐらいでありました。これを多いとみるか、少ないとみるかなんですが、現在の総人口に引き直すと40万人ぐらいの人口が1つの平均的な人口であったということです。当時、金沢なんかは最大で100万人を超えておりましたし、もっとも小さい藩でも奈良県の田原本藩というところは4,500人ぐらいの人口であったということですから、やはりかなり大きかったのではないかと思います。江戸時代は一種、幕藩体制の下ですが、連邦国家的な要素が強かったと思います。それぞれの藩が自分のエリアを自分の責任で経営していたと。はんこを作って教育を振興する、文化もそうでしょう。それから経済的に窮乏すれば、特産品の開発をして、その金を稼ぐという産業振興もやりました。そういう自分の地域を自分で全体として経営していくという感覚に立ったときには、やはりある程度の人口規模とか、そういう面的な広がりというものを持たないと、とてもそういうことができないのではないかとこのように思われるわけです。

それから、もう一つの大きな問題が財政問題です。

資料の9ページをご覧くださいと思います。

よく言われます国の全体の借金、国・地方を合わせると640兆円を超えるという状況にあります。地方団体の借金だけを見ても、このグラフにありますように、平成12年度末で184兆円の借金残高となっています。この重みは相当なもので、これから国がどうなるんだということ、まじめな人は、やはり暗たんたる気持ちになるのだろうと思うんですね。地方団体だけを見ましても、公債費にどれだけ金を使っているかと、全体予算の中で、一般財源の中で公債費に使っているのはどれだけかという比率があります。これ公債費負担比率というんですが、15%を超えると赤信号だというふうに言われています。要するに公債費の負担が、償還金が増えるということは、過去の借金返しですから、全然裁量の幅も何もない。これが多額になれば高くなるほど、財政が硬直的になるという意味です。これが15%を超えると非常に危ないぞとされているんですが、現状では、既に2千の町村で、この15%という比率を超えていて、赤信号がともっているという状況にあります。

このグラフでも分かりますように、何で地方団体の借金がそんなに増えたのかというのは一目瞭然でありまして、バブルのころはほとんど増えませんでした。そのころ潤沢な税収を過去の借金返しに充てたり、積み立てに充てたりしまして、地方団体はそれなりの努力をしたんです。バブルが崩壊してから、国もそうですけれども景気対策ということで、異常な借金に借金を重ねて、公共投資とか歳出の拡大をしてきたと。その結果が現状のような結果になっているということです。

皆さんこれも聞いたことがあると思うんですが、地方団体の税収が少ないものですから、一定の財政運営をしていくために、地方交付税という制度があります。これは国税の一定割合を、法律上決まっておりますけれども、それを地方団体の財政的な能力に応じてくばっている。単純に言うと、足らず米を地方交付税という形で穴埋めして、一定レベルの行政運営ができるようにしているんです。この交付税というのは、今、総額20兆円ありますが、そのうち3分の1は借金が財源になっています。

こんなことは長く続くはずがないし、多少の景気の回復があっても、すぐに正常化できるはずもないということだろうと思います。先の総選挙でも、二兎を追うか一兎を追うか、財政再建と経済対策・景気対策という議論が盛んになされました。そういう議論は別としても、少なくとも近いうちに本格的な財政再建が議論される、されざるを得ないという状況にあります。

このとき国民負担を、今の何倍にも上げるなんてことはどうてい考えられませんか、そうではないとするならば、国も地方も厳しい歳出削減が求められることは間違いなし、それしか道はないのだと思うんですね。しかも、これ以上借金は増やさないという選択をとったとすれば、公共投資いわゆる公共事業なんか、ぎりぎりに絞られてくるという状況になると思います。

こういうときに600兆円を超える借金というのは非常に重いもので、例えば、金利だ

け見ますと1%でも6兆円ですね、金利は。消費税の1%分というのは2兆5千億円から多くて3兆円ぐらいなんです。ですから、この600兆円の利息を返すので、相当苦勞しなくてはならないと、楽ではない。たまたま今、金利が低いですから、それほどではありませんが、この金利が5%、6%となっていくときには、それは消費税収入の十数パーセント分に当たるわけですね。これだけ考えても非常に気が重い、この中で財政再建をやっていくということですから、よほど国も地方も厳しい歳出削減をしなければ、とうてい再建計画はつくれないうことだろうと思うんです。

よく、われわれも地方団体で勤務していますときに、昭和28年から始まる昭和の大合併のときに、頑張って合併しなくてよかったという町村長さん方の話を聞くことがあります。当時、国も一生懸命言い、県からも非常に強烈に合併をしろしろと言われたんだけど、俺は頑張ったと。頑張った結果どうなったかといいますと、そのあと過疎対策とか、そういったものが充実されて、非常に財源も潤沢に来るようになったと。そういったものを利用して、村の中の、団体の中の社会資本の整備、道路の整備とかそういったものに充てて、非常に村が良くなったと。確かに人口は減ったけれども、村の整備が進んだとういうことを言われる方がいます。確かに、それは国全体が経済成長があって、国として力があつた時代のことでありまして、これからは、なかなかそういう状況は考えにくい。多少の経済成長があつても、この過去の借金の利息分を払うので、もう精一杯ではないかと、とても元金までいかないのではないかと。要するに国としての体力が、ほとんどもうなくなつていくという状況だと思つてます。ですから昭和30年前後の昭和の合併のときの経験が今後も生きるということは、少なくともわれわれとしては考えにくいと思つているわけでありまして。

財政的に少しでも足腰を強くしておかないと、本当に足腰の立たないような団体になつてしまうということだろうと思つます。

これが二つ目の重要な点であります。

そこで、そういった諸般の事情から、国としては市町村合併を積極的に進めたいという方針を明確にして、いろいろな方策を打ち出してあります。全国においても、かなり多くの地域で合併に向けての動きが見られるようになってきています。これが現在の状況です。

ちょっと、国のと言いましたが、各政党の公約というものを15ページ以下に拾い集めてみました。ご覧いただきますと、直近の総選挙のときのものと16ページですね。

16ページの一番上が自民党の公約です。アンダーラインが引いてありますが、全国3,200の市町村を、当面1千程度にすることを目標に、市町村合併を積極的に進めるとなつています。

それから3番目の公明党の選挙の重点政策です。現在、3千の自治体を当面1千程度を目標に集約しますと言つています。

それから保守党ですが、これも10年で1千に再編する、市町村の大合併を推進しますとこう言つてあります。

それから次のページに、野党のものがあがっておりますが、民主党は選挙の前に、道州制の導入というのを新しく提案してまいりました。民主党の一番下ですが、全国の自治体を10程度の州と、これは都道府県の再編成ということだろうと思います、それから1千程度の市に再編しますと言われております。

それから一番下の自由党は、これは前からの主張ですが、市町村合併法というのを新しくつくって、これは300程度に統合するということを言われております。

ですから、ほとんど各政党とも、市町村合併を積極的に推進すべきだということにおいては一致をしているわけです。これが現在の状況です。

そこで政府として、今どういう取り組みを現に行っているのかということに話を進めたいと思います。

資料の10ページをご覧くださいと思います。

ちょっと結論を先走りますが、政府においては、今回の地方分権一括法の中で、先ほど言いました合併特例法というのを大幅に改正をしております。当然その前には、例えば市町村長ですとか議員の方々に、合併についてどう考えるかと、合併を考えたときに何が心配かとか、そういったアンケートとか、そういったものをとっておりまして、できるだけそういう心配を制度的な手当をすることによって無くしていこうということで、法律の改正とか、あるいは制度の仕組みとかをつくっております。

1点目が、合併特例法の改正ということで、これが地方分権一括法の中で行われた改正です。この中身については、ちょっと細かいのですが重要な点なので、11ページをご覧くださいと思います。

11ページに、合併特例法の概要というのが書いてありまして、これは全体の概要ですが、主な点を申し上げたいと思います。

一つは趣旨のところでは第1番目ですけれども、今まで昭和40年に、この合併特例法をつくりましたときには、国として全国的に合併を進めようという発想ではなかったと申し上げましたが、今回は明らかにスタンスを転換しまして、自主的な市町村の合併を推進するというふうに打ち出しております。

2番目が合併協議会で、これは皆さんも今現在つくられている合併協議会ということで

3番目が住民発議制度で、これは平成7年の改正で新しく導入した制度ですが、それ以降、この地域のほかにも、非常に多くの地域で、この住民発議制度が利用されてきているという状況にあります。

4点目が市町村建設計画ということですが、合併する市町村が新しい合併後の姿をどのようにするかという計画をつくっていただくことになっております。計画に基づいて、いろいろなハード・ソフト両面の政策を進めていくことにしております。これはあとでちょっとまた出てきますので、記憶をしておいていただきたいと思います。

6番目が、これは新しく入れた制度で、地域審議会というものであります。これはよく

懸念されますのが、合併すると周辺の町村、小さいところが寂れてしまうという心配ですね。これはごもつともだと思ふんです。これに対する対応策の一つとして、旧市町村の区域ごとに、地域審議会というのを置くことができるということでもあります。その旧市町村の住民からなる、この審議会をつくって、その地域の問題について、いろいろ議論をすると、それを新しい団体に対して意見を述べると、地域の要望を反映させるとこういう仕組みであります。

7番目は、これは従来からありましたが、議員さんの身分とか、そういったものに対する特例の制度です。

8番目が、今回、新しく入れたもので、議員の退職年金に関する特例です。12年以上を超えると年金がもらえるんですが、合併によって10年で辞めてしまったとか、そういった場合には、一定の条件の下に救済をしましょうという仕組みであります。

そのほかは従来からある制度であるのですが、特に、次のページの12番をご覧くださいと思います。次の2つが、今回、思い切って措置を講じた財政上の特例措置であります。

12番目は地方交付税額の算定の特例ということですが、今まで、先ほど言いました地方交付税というのは、それぞれの団体の標準的な行政ということを想定して、それに対していくらかかるかと。その団体が税金としていくらか徴収できるかというのをそれぞれ計算して、その不足分を地方交付税という形で補填するという仕組みでありますけれども、合併すると、例えば、長は1人になりますから、この峡西地域でも6人の町村長さん方に払われていた給料が、少し高くはなるけれども、新しい市の市長1人に払えばいいということになりますし、議員の数も減ります。これは典型的な例ですけれども、その他の行政面でも、いろいろ規模の利益が働いて、効率化していこうと。そうしますと交付税というのは減るということになります。合併して交付税が減るのかという話が、非常に問題としてあるわけです。

そこで長期的に見れば、行政が効率化・合理化されて減るといふのは、当然合併のメリットとして挙げるべきだろうし、それは大きな狙いの一つなんだろうと思いますが、合併してすぐあとからガクンと経費が減るといふわけではない。職員の数を減らしていくにしても、少し一定の期間を考えた人間の採用、退職というものを見込んで、数を設定していかなければならないということですから、そう簡単に経費が節減されるわけではないということです。その間、交付税が単純に計算しますと、新しい団体について計算しますから減るといふことになります。これはかなわないので、10年間は従来のそれぞれの団体について計算した交付税の額の合算額を下回らないように、保証しましょうという仕組みにしたんです。これは前は5年間だけだったのですが、これを10年まで延長したと。その後、段階的に減らして行って、15年を過ぎた時点で、初めて新しい団体1本で計算した額をもっていこうとこういふものであります。

したがって、今の6町村が集まって交付されている交付税の額というのが、少なくとも

10年はこのまま維持されるという仕組みになります。

13番目が、これも非常に大きな話なんですが、合併特例債という新しい地方債をつくることにしました。ここに書いてありますように、合併後の市の一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業、それは何でもいいんですけども、そういったものに充てるために、借金をすることができる合併特例債というものを、起こすことができるということでありまして、これはただの借金ではありませんで、そのうちの7割は、将来、交付税で戻ってくるように財源手当をしましよというものです。これをちなみに一定の基準がありまして、この6町村に当てはめてみますと、この事業で10年間ですけれども、380億円ぐらいの事業が可能になると。そのうち地方債を充てることのできる、借金で賄うことができるのが360億円ぐらいであります。その360億円の借金の返済の7割、250億円を交付税で財源手当しますと、こんな感じになります。

それからもう一つは、・に書いてありますが、地域住民の連帯の強化とか、旧市町村の地域振興のために基金を積み立てます、金を貯金すると、基金を積み立てるということでありまして、これも一定の基準がありますが、この峡西地域で計算してみますと、40億円の基金を積み立てることが可能です。そのうち地方債を財源とすることができるのは38億円で、その返済のうち28億円は交付税でみますと、このような形になります。大変この仕組みというのは、前から過疎団体について過疎債という制度がありました。借金で事業をして、そのうちの7割は交付税で面倒をみると、財源手当をするという制度で、非常に過疎市町村からは喜ばれていた制度ですが、過疎団体というそういったものに限って、今まで認めていましたが、その同じような手法を、合併する市町村についても取り入れようということで、今回新しくつくった制度であります。

それから、あといろいろと書いてありますが、一番下に過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)と、過疎法というのが、今年新しく作り直されまして、このような名前の法律になりました。これは合併するのが消極的になる理由の一つに、過疎団体と過疎団体ではないものが合併すると、過疎という要件に当てはまらなくなることがあるんですね。そうした場合に、どうしても過疎団体は、従来、非常に厚い財源手当を受けながら行政をやってきましたから、そのメリットが全部失われてしまうという問題があったわけです。今回の過疎法では手当てをしまして、市町村の合併があった場合でも、旧来の過疎団体の地域というのは、その過疎団体と見なして、いろいろな財政上の特例措置などを講じますと、こういう手当てをしております。

以上が法律の内容で、もう一度10ページにお戻りいただきたいと思っております。

これを全部総括しますと、合併に対する懸念というのは、かなり解消されるような手当てができたのではないかというふうに、われわれは考えているんです。

それから、そのほかの法律以外の取り組みですが、例えば、この3と4ですね、市町村の合併の推進についての指針を自治省で作りまして、各都道府県に合併推進要綱をつくってくださいというお願いをしております。今、各都道府県では、これに基づいて、各県

の市町村について、具体的な絵を書いていただくということになっております。この状況が13ページにございます。

山梨県は非常に取り組みが早くて、平成11年3月末で、もうつくって公表されている。一部早いところもありますが、だいたいの都道府県でも、今年の年内には、このそれぞれの県ごとの具体的な絵をつくって公表しようということにしているんです。

先ほど言い忘れましたが、政府において、積極的な合併に取り組んでもらいたいと言っていますが、では何ぼにするんだということは言っていないんです。先ほど政党で、例えば1千にするんだとか、300にするんだとか、いろいろ政党レベルではありますが、政府の意思決定としては、例えば1千にするという数も言っておりませんし、人口何万人をめどにすべきだということも言っておりません。それはなかなか地域の実態が全国さまざまありますから、一律に300がいいんだとか、一律に30万人ぐらいの人口にすべきだということも言っても意味がないという判断をしています。

そこで具体的なそういう基準というのは示していないんですが、例えば、各県でそれぞれの地理的な状況とか、交通の状況とか、昔からのつながりとかを見ながら、実際の絵を描いておりますので、今年の暮れぐらいになると、かなりそれが出そろう。そうすると実態に即した将来の市町村の姿というのが、かなり見えてくるのではないかと、われわれは期待しております。こういった作業を全国で今しているということです。

それから、また10ページに戻っていただきまして、5番目の財政措置の拡充については、今、法律の説明のところで申し上げました。普通交付税の問題と合併特例債のものは申し上げましたが、その他、合併する町村のあいだで公債費、過去の借金の程度に差があって、人の借金まで負わされてはかなわないぞという場面もないことはないんです。そうしたもののために、公債費の負担を解消するため、差を解消するための財政措置というものもとることにしております。

それから7番目ですが、市町村合併推進事業というのを平成12年の国の予算でつくることにいたしました。これは端的に言うと補助金です。その説明の2行目から、合併準備および合併に伴い市町村が実施する事業に充当できる補助金制度を創設と書いてあります。これは合併協議会ができた市町村には、1団体当たり500万円ということで、いわゆる事務費の補助金というふうなものを出すことになっていますから、この地域では6団体で3千万円の補助金が出るはずで、それから、合併したあと、いろいろな事務的な経費ですとか、そういったものにお金がかかります。そのための補助金制度を新しくつくりました。これは団体の人口規模に応じて、一定額基準が決まっておりますが、ここの地域でいいますと、3カ年で7億5千万円の補助金が交付されることになります。これは非常に使途の広い補助金ですから、合併に要する経費のいろいろなものに使えるということになります。

以上が、国がとっている政策であります。特に、今回、法律制度上の問題もそうですし、財政的な面でも、相当思い切った合併促進策というのを、われわれは講じたわけです。最

後に言いました補助金なんかの問題については、補助金はやめるべきだというのが地方分権の精神ではないかと。それなのにいまさら新しくまた補助金をつくるのは、おかしいではないかというふうな議論もあったんですけども、一つは、国としての方針を、態度を明確にしたいということ。それから實際上、そういう財政的な需要もあるということもあって、激しい議論の末、こういった補助金もつくることにしたと。これらは一応、法律の期限であります平成17年度まで、こういった手当てがされることになります。その法律が切れたあとどうなるかというのは、これは分かりません。国としてこういった手厚い財政措置が許されるような財政状況にあるのかどうか、そういったことについても非常に心配がないわけではないんです。ただ、この限られた期間ではあります、この間に最大限の努力をしていこうというふうに、われわれは考えて手当てをしたということでもあります。

今のところ政府レベルでは、今後の問題について、今はあくまで自主的合併ということを前提にしておりますから、それ以上のことは言うておりませんが、政党の中には、それでは生ぬるいと、強制合併をすべきだという意見もないではない。それから、諸外国の例を見ましても、先ほど言いましたイギリスとか、それからスウェーデンというのも非常に大合併をしたところなんですね。これらも最初は自主的な合併ということを前提に進めましたが、一向に進まないということでありましたので、法律で一律に決めてしまうと、市町村の基礎的な自治体の区域を決めてしまうという、いわば強制合併の手法をとったという国も、世界的に見れば少なからずあるということでもあります。

われわれ自分の団体のサイズがどうあるべきか、区域がどうあるべきかというのは、もっとも地方自治の基本のことだろうと思いますので、そのところを国が一律に強制合併するというのはいかがかというふうに考えておりますが、先ほど来申し上げておりますような、社会全体としての大きな問題があり、その向かうべき方向が流れがあるということでもありますから、その中で、そういった理念と申しますか、そういったものがいつまでもつかということについては、必ずしも自信があるわけではありません。

そろそろ時間ですので締めたいと思いますけれども、歴史というのは、あとから振り返ってみて評価されるものだと思いますが、今、市町村がどういうところにあるのかといいますと、先ほど言いました分権の問題もありますし、いわゆる地方行政、地方自治というのが、大きな転換期にあることは間違いないと思うんですね。その中で市町村は、これから自分の足で立って、自分の頭で考える自治体、本当の意味での地方自治の担い手となるのか、最小限の仕事を決まったとおりにやる団体になるのか、機関になるのか、その分かれ道ではないかというふうに思うんです。

これは分権のところでは言いましたように、できるだけ自己決定、自己責任ができるような団体になるべきで、そのために法律制度、あるいは財政的な面も含めて、今回の分権改革というものが継続していくということではありますが、市町村が従来市町村のまま、それに耐え切れないうことになった場合には、その分権あとは社会を担う担い手としては不十分だということになります。そのときには、やはりそういう団体は小さいままで

いるならば、それなりの仕事しかできないし、それで我慢してと、そういうことにならざるを得ないと思っております。ですから市町村というのは、今、どういう将来、自分たちの地域をどうしていくか、どういう団体・自治体になるのか、そういった大きな分かれ道に立っているのではないかと思います。できるだけわれわれとしては、合併とかということによって、自分の足で立って、頭で考える自治体になってもらいたいというふうに思っているわけですが、そのような方向に行けるように、なお努力を続けたいと思っております。

これから、この協議会では、始まったところですので、いろいろ深い議論が、この地域の実態に即してなされるんだらうと思えます。当然、合併によって、どういう問題があるかということもたくさん出てくると思えます。ただ大事なことは、だから合併はしないんだというふうに簡単に結論づけるのではなくて、そういう問題をどういうふうに解決していけば良いのかと、解決できるのかと、そこにエネルギーを使っていたきたいというふうに思えます。

峡西市の動きが、先ほど会長のごあいさつにもありましたが、既に山梨の全域に大きな影響を与えていると思えます。ひとつ、ぜひ、この地域で先陣を切っていただいて、いち早く、将来、立派な自治体に向かっての形を整えていただきたいというのが、われわれの願いでもあります。

そういったことを期待いたしまして、一応、話を終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○事務局長（大久保一千代君）

先生には大変ありがとうございました。

ここで、せつかくの機会でありますので、委員の皆さんから何か質問がありましたら、お受けしたいと思います。

○甲西町4号委員

今、地方分権が始まる、だから合併をして、その受け皿をつくらなければいけないというふうなお話があったんですけども、その話になると、何か順序が逆のような気がするんですね。受け皿をつくっておいて分権にならないと、おかしいのではないかというふうにわれわれは考えるわけで。それで分権がある、受け皿をだからつくれというのであれば、受け皿のないところはどうするんだということになるし。これは分権で受け皿が必要ならば、受け皿のほうを先に、合併のほうを先に推進すべきではないかというのが私の考えですし、分権を今の状況で各市町村が受け入れられないという理由はないと思うんですね。そのへんがひとつ大きな問題でもあろうと思うし、これは既にわれわれも、広域連合でさまざまな対応もしているわけですけども、そういうことで地方分権は、それなりに地方に受け入れられるというふうに思っております。それを逆に分権を受け入れるためには合併しろというのは、順序が逆だというふうに考えられます。

もう一つ財政状況、この財政状況についても、大変、今厳しいと。そんなことは分かっ

ているわけなんですけれども、公共事業をやめなければならぬというふうなお話もあったのですけれども、今こうして末端の国民が、大変借金を負って苦しんでいるというときに、そごうを何とかして救済しようという話になってきて、慌てて引っ込めたという、このへんですね、政府の考え方が非常におかしいと思うんですよ。国民が苦しんで、国民が借金があるならば、当然これは地方自治にその金は向けるべきであって、そごうを救済する必要、これからもいろいろなものが出てくると思うんですけれども、そういうことに金を使うべきではないというのが、国民の単純な考え方だと思うし、そういうふうな思いがあるわけなんです。

ついでに言えば、大変反対の意見があるような公共事業が多いわけなんですけれども、われわれ市町村には、本当に切実に、今やってもらわなければならないというふうな事業がたくさんあるわけですし、こういうものを、ひとつ分権室長、分権して、地方にそういう権限を与えるような方法でやっていけば、地域の活性化になってくるし、また、これが何と言いますか景気の浮揚にもなるのではないかと、そういうふうなことも考えるわけなんですけれども。

今ちょっと佐藤先生のお話の中に、イギリスあたりが大変市町村が少なくやっているということなんですけれども、私、イギリスの例には、やはりこの300、400だと思うんですけれども、その中に教区という区があると思うんですよ、イギリスには。その区は1万単位だと思うんです。1万単位が末端の組織なんですよ、イギリスの場合。やはりこのへんの市町村とあまり変わることはないと思うんです。ですから、大きくなればよいということは決してないし、地方自治にはやはり余分な、無駄なことも当然必要だろうし、過疎地に対してのいろいろな補助も、当然やっていかなければならないというのが、地方自治の基本ではないかと思うし、地方自治と企業とを比べるわけにいかないところが、そういうところにあるのではないかと思うんです。ですから、分権が一律に市町村合併につなげるというのは、何かこじつけのような感じがするんですけれども。

以上です。

○講師（佐藤文俊氏）

第1点の受け皿をしっかりとつって、それで分権をすればいいではないか、これは正論ですね。ただ今までの日本は、今、急に分権ということが言われたわけではなくて、戦後、先ほど言いましたようなシャープ勧告以来、権限委譲だとか事務の再配分だとか分権だということはいわれ続けていたわけですね。そのとき常に障害になったのが、受け皿論ということなんです。要するに、今の都道府県では権限を渡せない。今の市町村では、レベルが低くて事務を再配分できないと。これが今まで常に分権や権限委譲の反対論として有力に主張され、それがためにできなかったという経験を、われわれは経験してきているんですね。

今回は、これはおっしゃるように、少なくとも受け皿と権限委譲とか事務の再配分というのは、同時であるべきだということでは理想論で、それはそうだと思うんですが、そ

う経験があるものですから、今回、分権委員会などがとったひとつの戦略があったと思うんです。それは受け皿論を言わせないと。受け皿論を言う人は、分権とか反対論じゃ市町村合併がすぐできるわけがない、都道府県が道州制になるわけがないという前提でしゃべっている問題ですから、そういったものを封じるために、現状の県と市町村をとりあえず前提にした上で、その中で最大のコントロールの縮小、国と地方団体をできるだけ対等協力に近い形にしていこうという戦略をとったんですね。

ただ、それは当然、そのあとに受け皿のあり方というのが問われてくるわけで、そこは私、先ほどの説明で、今後の重要な課題として、そのために合併も必要だということをしたのです。ですから、最初に分権が完成したあと受け皿ができるとか、受け皿が先にできたあと分権が進めていくのではなくて、分権の中で少なくとも同時並行的に、多少の時間の前後はあっても、いろいろな幅広い改革ですから、その全体の中でそれを考えていかなければならないだろうということでありまして、必ずしも受け皿が先だというのは、われわれは現実的ではないと思っているんですね。

それから、財政状況、財政問題ということで、そごうの問題は、ちょっと私がここで申し上げるような知識もないわけで、一国民とすれば、何となく変だなという感じは同じようにしております。

公共事業については、これは二者択一、公共事業はすべて悪だ、公共事業が全部今のままでいいんだという人は、それは極端な話で一部しかいないと思うんですね。それは各党の意見を聞いていても、本当に必要な公共事業を必要な形でやれよということですよ。もし、それにいろいろな国民の不満があるとするならば、無駄だというような意見があるとするならば、本当に必要なところではないところでなされている、その金が無駄になっているのではないかということだと思うんですね。

おっしゃるように、そのことを解消するもっともいい手は、地域で何に必要なのかということ、よく分かっているところで公共事業の量、それからどこをやるかという意思決定をするのが、もっともふさわしいと思うんです。これは残念ながら、分権委員会が今年の五次勧告で、この問題に手を着けかけましたが、結論から言うと、結果、失敗しています。それはなかなか言いづらいんですが、中央政府レベルでの政治家と役所との関係において、なかなか公共事業に対する決定権を、中央省庁から地方団体のほうに渡していくということが、実現できなかったということだろうと思います。本当は私としても、望ましくは住民の近いところで公共事業などの意思決定ができれば、適正な資源配分、金の使い方というのできるのだろうとは思っております。それは今後の課題として努力をしなければならぬと思っています。

それから、イギリスの教区の話でありまして、確かにイギリスはディストリクトの下に従来の教会の布教区であったパリッシュという、いわゆる自治体とっていいかどうか分かりませんが、日本の市町村のイメージとはだいぶ違いますが、そういったものが小さい単位でたくさんあります。ただ、これがやっている仕事というのはほとんど限られておりま

して、予算規模もせいぜい数百万円ぐらいのところが多いのです。だから、これをイメージとして日本の市町村のイメージは、なかなかとらえがたいだろうと思います。

もっとも先ほど、ちょっと言いかけたんですけれども、合併することだけが、規模が大きくなればなるほどいいんだというふうにはわれわれも考えていませんで、やはり住民自治とかそういったものは、小さい単位でより機能するという面も確かにあるんです。ですから、団体としては合併で規模の拡大の方向に向かいますが、住民が自分たちの身近なことを自分たちで決めるという、何かそういう小さい単位での自治の仕組みというのは考えられないだろうか。そういったものは、われわれの意識の中では、これからの課題としてひとつ考えているところです。これについては、今、国の地方制度調査会で、そういった具体的なあり方を検討しようということで審議も行われてると。いずれ何かいいアイデアでも出るのではないかなと思います。

群馬県の知事さんなんかは、小学校区単位くらいに一定の権限と財源を渡して、その小学校区くらいに、いわゆる住民の自治協議会みたいなものをつくって、例えば、道路の補修とかごみの処理とかリサイクルとか、そういったことをやってもらったらどうだろうか、こんなことを提案されている方もいて、非常におもしろいアイデアだなと思います。

大きくなる一方で、そういう小さい単位での自治のあり方、振興というのを考えていく必要があると、われわれも思っております。

○事務局長（大久保一千代君）

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問ありませんか。

（ な し ）

ないようですので、以上をもちまして講演を終わらせていただきます。

佐藤先生には、大変ご多忙のところをありがとうございました。

大きな拍手でお送り願いたいと思います。

ありがとうございました。

（ 拍 手 ）

ここで、しばらく休憩をいたしたいと思います。

再開は3時55分、約10分間程度休憩をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○事務局長（大久保一千代君）

休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

○事務局長（大久保一千代君）

日程第5 議事に入ります。

合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長にお願いしたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（齋藤公夫君）

それでは、これから合併協議会を開催いたしたいというふうにおもいます。

規約に基づきまして、私から議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいというふうにおもいます。

それでは、本日の会議につきまして、委員をお願ひしております66名中65名の方に出席をしていただいております。

合併協議会規約第10条第1項の規定によりまして2分の1を超えておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

合併協議会規約によりまして、私が議長を務めさせていただきますが、それでは早速、議事に入りたいというふうにおもいます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布を申し上げました会議次第にしたがいまして、進めさせていただきます。

それでは、報告第1号 合併協議会委員及び監査委員の変更について報告をいたします。

詳細については、事務局より報告をいたさせます。

○事務局員（塚原浩二君）

それでは、報告第1号 合併協議会委員の変更について、ご報告いたします。

資料1ページをお開きください。

八田村議会議長が中込量様から堀廣男様に、平成12年6月28日に変更になりましたことに伴い、合併協議会規約第7条に基づく選出区分の変更がございました。八田村2号委員に堀廣男様、同じく八田村4号委員に中込量様とされました。

また、櫛形町議会議長が相原豊様から河西六市様に、平成12年7月3日に変更になりましたことにより、河西六市様が2号委員とされました。

続きまして、合併協議会監査委員の変更について、ご報告いたします。

八田村監査委員が戸沢忠様から中込量様に、平成12年6月28日に変更となりましたので、合併協議会規約第16条に基づき、中込量様が合併協議会監査委員とされました。

以上で報告を終わります。

○議長（齋藤公夫君）

それでは、事務局からの報告が終わりました。

これより意見交換をしたいと思えます。

本日、佐藤文俊氏より、合併の基本的な問題につきまして、ご講演をいただきました。

つきましては、今日まで皆様方が、それぞれの地域におきまして、地域の住民の意見等々をお聞きしていただいている過程もあろうかというふうに思いますので、今日までの過程につきまして、本日の講演を聞いたものと絡めて、それぞれ委員の皆様方からご意見がありましたら、ここでご意見を承りたいというふうに思うものであります。

どなたでも結構でありますから、挙手をして町村と名前だけ先に告げて、意見を出していただきたいというふうに思います。

それでは、どうぞ自由にご発言をお願いいたします。

それぞれの町村の立場で、あるいはそれぞれの職域を代表する組織の代表者として、お感じになりましたことで結構でありますから・・・。

いかがでしょうか。

○八田村10号委員

これは若者の中で、ちょっと話に出たことなんですけれども、これは意見ということではなくて、本当に単純な質問として、今、地方交付税とか補助金とかという今の現状の各町村の形がありますけれども、先ほどの先生のお話でも、地方分権になって自分たちでというふうなことで講演をいただきましたけれども、実際問題、単純に合併しなかった場合に、各町村の現在いただいている交付税とか補助金というふうなものが、どういう方向に変化していくのかというのが素朴な質問で出ましたので、僕もまだ勉強していないので分からないのですけれども、その質問でよければ、そういうことで誰かお分かりになる方がいらしたら、ちょっと教えてもらいたいのですが。

○会長（齋藤公夫君）

ありがとうございます。

本来、例えば県の立場で専門的な方がいらっしゃれば結構なんですけど、実は、今日までの流れを見ますと、まだ具体的に政府としても、交付税をどうするこうするというものの具体的な論議はされておられません。基本的には国も、承知のように財政の再建ということもあります。したがって、交付税制度そのものも見直していくということだけはいわれておるわけですが、今日の講演にもありましたように、いずれにいたしましても地方分権法がスタートして、まだ税制論議がされておられません。税制論議をこれから行うということにはなっておられません、具体的にまだ税制の論議がされておられません。したがって、具体的に交付税がどうなるこうなるということとは言えませんが、しかし、基本的には制度の見直しというものは、若干あろうということだけは、やはり私どもも感じてはあるところであります。

そんなところでありますが、よろしいでしょうか。

○甲西町11号委員

私は、地域代表ということですが、部落は東南湖でございます。

私どもの部落は、ご承知のとおり最南端でございますし、私たちの部落は、とにかくこ

の問題の話が出るたびに、昔から商圈は市川大門町、増穂町青柳とこういうふうなつながりがございまして、そういうふうなことから南を向いて、選択肢をこの峡西6カ町村でなくて、ただいま一緒にやっております三郡クリーンセンターも新しく出ましたけれども、それらと合わせた三都市を目標にするようにと、そういうふうな私たち部落では意見がまとまっておりますし、先日、区長会の会合がありまして、他の部落からそういうふうなお声もいただいておりますので、本日の講演の中で、ラストに「法の改正で」というふうな、強制的なような発言を聞きましたが、ちょっと私どもに対すれば、そういう発言は挑戦的ではないかなとこんなふうにも思いましたので、私たちの置かれている立場を申し上げました。

○議長（齋藤公夫君）

ありがとうございます。

ほかにどなたかどうですか。

今日は、講演を聞きながら感じたことで結構でありますので、まだスタートしたばかりですから、あまり具体的にうんぬんということでもなくても結構です、どんな意見でも結構です。感じたことで結構ですので、どうぞ発言をお願いしたいと思います。

○八田村4号委員

地方分権についての、今日、講演をいただきました。

八田村長の齋藤会長も、最近、地方分権に関する問題、また、合併に関する本を出されたというふうにお伺いして、まだ拝見はしていないんですが、今回この合併協に出ている皆さんに話してもいい内容の程度で結構ですので、話せる状況の中で、内容について触れていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長（齋藤公夫君）

私が出版した本につきましては、中を読んでいただければ、実は分かるようになっております。「分かりやすい地方分権論」ということで、サブタイトルがついておりまして、「地方分権元年

地方が変える日本の政治」というタイトルで出版しております。したがって、これはあくまで私の個人的な主観で実は書いてある本でありますので、ここでその考え方をいろいろ言うことは差し控えさせていただきますが、興味のある方は、ぜひ、ひとつ直接本を読んでいただければありがたいというふうに思いますので、そんなことでひとつご理解を願いたいと思います。

○議長（齋藤公夫君）

それ以外にいかがですか。

いかがでしょうか、もし、ご意見がなければ、今日は第2回と申し上げましても、初めて論議の機会をもった会議でありますので、この程度にとどめておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○櫛形町6号委員

先日、私たち、ちょっと草取りの作業をしております、そのときにあるお友達がこんな話をしました。これは本当にお友達の話を聞いたことなんですけれども、今、高齢化の進む中で、介護保険等の制度も導入されまして、各町村いろいろと取り組んでくださっております。でも、やはり私たちは、だんだん年をとって行く中で、家族に見てもらう、これが一番最後の希望ではないかなんていう話が出まして、今、元気なお年寄りがたくさんいらっしゃいます。その中で、お互いに年寄り同士が、そういうちょっと面倒を見てあげたいという人が、面倒をお互いに見合ったらいいのではないかなんてということが言われまして、そういうボランティアの気持ちのある方もいらっしゃるそうです。私たちはそういうことをしたいという方がいらっしゃるそうですので、また、何かそんなふうな拠点でも広域的に・・・名取さんはそういうところへ出るから、そういうことも考えて、そういうところで発表してくれませんかなんて言われまして、こんなこともこれからは大事ではないかなんて思いまして、今ちょっと思いつきましたので、お友達の言葉をここで発表させていただきます。

以上でございます。

○会長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

また、そういう問題を、この峡西地域で考えていければというふうにも思っております。

ありがとうございました。

○議長（齋藤公夫君）

それ以外いかがでしょうか。

（ な し ）

では、今日は初めてということですので、この程度にとどめて、この協議会の会を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし。の声）

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の意見交換会は終わります。

ありがとうございました。

次に、協議事項の第1号といたしまして、第3回合併協議会の日程（案）についてを議題といたします。

事務局より、詳細の説明を求めます。

○事務局員（清水栄男君）

会議資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

協議第1号 第3回合併協議会日程（案）について、ご説明申し上げます。

1 開催日程平成12年8月17日（木）

午前7時30分 各町村役場へ集合

午後1時30分 視察研修等

午後6時30分頃 各役場到着（解散）予定でございます。

2 協議会内容市町村合併の先進地視察研修

3 視察場所東京都あきる野市

1の日程でございますが、現在のところ2台のバスを使用する予定で、つきましてはバスで3町村ずつ役場を回りたいと思いますので、集合時間等の詳細につきましては調整し、決定次第、ご連絡いたします。

3の視察場所でございますが、今回、視察を予定しております、あきる野市は、平成7年9月1日、秋川市と五日市町が新設合併をして誕生し、4年を経過しようとしております。都心から50キロ圏に位置し、面積は73.3平方キロメートル、人口は約7万7千人と、この峡西地域の人口とほぼ同じであります。

合併の経緯、協議方法、合併後どのように変化したか、また、課題は何かといったことについて研修を行いたいと思います。また、研修終了後、研修会場にて、本日のような意見交換を予定しております。

研修会日程につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤公夫君）

ただいま事務局から、協議第1号といたしまして、第3回の合併協議会の日程について説明がありました。

第3回は8月17日、東京都あきる野市ということでございます。

これは相手方の日程等々もございまして、8月17日が都合をつけていただけるとこのうお話の中で、この8月17日という日程を決めさせていただきました。

また、事務局からお話がありましたように、視察をいただきまして、あきる野市にこのような会場を実はお借りしてあります。その会場で、視察等々が終わったあと、第3回としての協議会の協議をさせていただきます。その協議は、また、その視察を見て感じたこと。例えば、峡西市を想定したときに、比較してどういう問題があるかとか、どういうものが必要なのかと、いろいろな感じ方もあろうかというふうに思いますが、そういうことを視察した直後に、このあきる野市の市役所の会場をお借りいたしまして、協議会を持ちたいということでありますので、どうぞひとつそのへんもご理解をしていただきたいと思います。これにつきまして何かご意見がございますか。

ありませんか。

（なし）

それでは、ご意見がありませんので、協議第1号 第3回合併協議会の日程（案）については、これを原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

協議第1号につきましては、原案のとおり決しました。
以上をもちまして議事はすべて終了することができました。
ご協力ありがとうございました。
それでは、議長の座を下げさせていただきます。

○事務局長（大久保一千代君）
どうもありがとうございました。
続きまして、

○事務局長（大久保一千代君）
日程第6 その他につきまして、委員の皆さんから、何かご意見がありましたらお願いしたいと思っております。

（ な し ）

ないようですので、事務局から1つだけ、お願いとお知らせをいたします。

全国47都道府県を6つのブロックに分けてリレー方式で、「市町村合併を共に考えるシンポジウムin山梨」ということで、平成12年9月2日、午後1時30分から、ここ白根桃源文化会館で開催されます。また、詳しい日程につきましては、後日、委員の皆様にお知らせいたしますので、都合繰り合わせ、ご出席くださいますようお願いいたします。

以上で、本日予定いたしました日程のすべてが終了いたしました。

第2回合併協議会を、以上をもちまして閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時21分